

第 166 回通常国会

法務委員会-22 号 2007 年 06 月 19 日

林久美子君 民主党の林久美子でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日は、今ほど南野知恵子先生の方から趣旨説明がございましたいわゆるDV防止法の改正案につきまして、わずかな限られた時間ではございますけれども、質問、確認をさせていただきたいと思えます。

今御説明がございましたように、これ、元々は超党派の議員立法として成立をし、改正をしてきたという経緯がございます。そしてまた、今回の改正に当たりまして、関係議員の皆様方の本当に大きな御尽力に心から敬意を表させていただきたいというふうに思えます。

しかしながら、それぞれの党で考え方をまとめ、それをいろいろ議論する中で積み上げてきたものでございますけれども、一方で、限られた時間であるということや、あるいは法的に困難さを伴う部分等々ありまして、やはりまだ課題も一方で、大きな前進はしたけれども課題も残っているというような認識を持っておりますので、本日はその課題についても幾つか確認をさせていただきたいというふうに思っております。

では、まずこのDV防止法の適用対象についてお伺いをいたします。

今回の改正では、先ほど御説明ありましたように、保護命令の対象行為や禁止行為あるいは対象者などについての範囲の拡大はなされましたが、ただしその適用者については配偶者とされたままでございまして、同居の交際相手というところまでは踏み込めていないというのが現状でございます。

しかしながら、やはり同居の交際相手の方から暴力を振るわれるというようなケースも多々ありまして、実際に内閣府の調査でも、交際相手から暴行などを受けた人は、二十代の女性では二二・八%に上っているということもございますので、その中でより一層、せめて同居をしている交際相手、要するに性的に親密な関係にある者の間で起こる暴力についてもやはりこの対象に加えるべきではなかったかなというように我々民主党では議論してまいりました。

この点についていかがお考えでしょうか、お伺いをしたいと思います。

南野知恵子君 ただいま先生からいい御意見をいただきました。

我々もそれらは検討してまいりましたけれども、やはり、配偶者からの暴力と同様の事情が求められるのかどうか、認められるのかどうかというような、そういう様々なことを検討させていただき、交際相手という概念では、これは法律上の概念として明確さを欠いているのではないかなということがあり、その他幾つかの観点がございますけれども、このたびはそれを含まなかった。でも、そういうような事案が、先生お話のありましたように、内閣府等の調査等では出ているということをお報告したいと思っております。

私といたしましても、同居の交際相手からの暴力、それに何らかの対策を講じることができないかということは考えてまいりました。先生の御意見と一緒にございます。よろしくお願いいたします。

林久美子君 ありがとうございます。

改めて課題認識というのは本当に同じものを持たせていただいているなというふうに思っております。

では、次に、自立支援についてお伺いをしたいと思います。

DVを受けた方というのは、今更申し上げるまでもなく、心身ともに非常に傷付いていらっしゃるのももちろんですが、生活的に困窮をしているというところもでございます。救済をすればそれで終わりではなくて、その後しっかりと自立をサポートしていかなくてはならないと。

そう考えますと、都道府県による被害者の自立支援事業が重要であるわけでございますけれども、都道府県は被害者が自立して生活することを支援するための事業を行うことができるという旨の規定をやはり法的に位置付けることというのが重要なのではないかと思います。あるいは、その事業にかかわる費用については一定国が補助するなどの方策も多々考えられると思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

南野知恵子君 ありがとうございます。

先生の御意見、もっともだと思いますが、こういう方々に対してはやはり自立支援というところが一番大切な課題であろうということは認識しながら、このたびの法律にも関与してまいりました。

被害者の自立支援の問題につきましては政府においても検討されております。例えば、国土交通省などでは家という問題についても配慮してござっておりますし、また厚生労働省では保育ということについての配慮もございます。それよりも、もっともっと大きな予算ということの獲得もしなければならぬというふうに思っておりますが、これらの施策を見守りながら更にいい状態に持っていきたいと、先生も是非御協力いただきたいと思っております。

林久美子君 本当に前向きな御答弁いただいて有り難いんですが、今お話しになったように、今やっている補助というのはせいぜい場所の提供であるとか、保育の話ございましたが、よりきめ細やかな、運用にかかわる体制を強化していくための方策という意味でも、是非引き続き御努力をお願いをともにさせていただきたいというふうに思います。

では、三点目なんですが、DVの特徴として加害者側に犯罪の意識が非常に薄いという問題が指摘をされております。再発を防止をして、こうした悲しい事件をもう起こさない、特に暴力の連鎖を断ち切っていくということを考えましても、加害者に暴力は、配偶者に

対する暴力は犯罪なんだという認識をしっかりと持ってもらって、それを更生していく、研修を行っていくことが重要であるというふうに考えまして、私たち民主党ではそうした点も今回の論点としても挙げさせていただきました。

そこで、警察とDVセンターが協力をして、保護命令の発令期間中における加害者に対する研修制度などをつくっていくということが必要ではないかと、そういうことについて検討を進めていくべきではないかというふうに考えているんですが、この点はいかがでしょうか。

南野知恵子君 先生のアイデア、これはもう全く同じ私の考えでございまして、この件も検討させていただきました。でも、いろいろ加害者の方、またそれをお世話されておられる方々が、やはりまだ被害者のための充実が足りないと、そこにもう少し力を入れてほしいということがあったことが一点と、それから今、加害者のことについては内閣府、それから法務省又は国家公安委員会又は警察庁におきましていろいろと外国の情報も取り入れながら検討を加えていただいている現状でございます。それをこの法律の中に盛り込むところまで行かなかったのはちょっと残念だと、日にちが足りないということもございしますが、検討を続けていることは御報告申し上げたいというふうに思っております。

さらに、DVがこれは犯罪であるということについても大きく、もう皆様方御存じだろうというようなところもありますが、もう一度またPRしていかなければいけない、予防が肝心だと。その予防にはいろいろなことが考えられますが、この場では割愛させていただいてもいいのかなと思っております。

今後引き続きまして、現行法の規定に基づきまして、政府における加害者の更生課題、指導、そういうものについて検討を続けてまいりたいというふうに思っております。

林久美子君 ありがとうございます。

未然防止、そして再発防止という観点から、本当にしっかりとした取組を進めていきたいなということをお願いを申し上げます。

今の議論でもお分かりをいただけると思うんですけども、やはり課題があるわけでございます。対象の範囲、自立の支援、加害者の研修、さらには、触れませんでしたけれども、医療機関からの通報がどうあるべきかなど、幾つか積み残された課題というのはあります。

今回、法文上には見直しの規定が入っておりませんが、今御答弁をいただきましたように、全く同じ認識で問題をとらえていただいていると思っておりますので、引き続き、やはりより一層被害者の救済を行っていく、あるいは支援を行っていく、加害者の再発を防いでいくということなどからも見直しを行っていただきたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

南野知恵子君 もう先生御存じだろうと思いますけれども、この法案は元々共生社会、親会があってそこでの調査が始まりましたので、超党派で最初から展開することができましたが、前回は規定を設けて三年間の間に改正させていただいた。今回もそのような形でさせていただいておりますが、親会がなくなりましたので、そういう意味ではこのたび参議院の先生方全部でこの法案を議員立法として出させていただくという心持がございます。

そこにお座りの千葉先生もその中で大いに活躍していただいておりますし、意見をいただいておりますし、超党派で吉川先生のお声もちょうだいしておりますし、そういう意味では、NPOの方々又は現場の視察を通しながら、そこら辺を全部網羅して、必要なときには必要なものやっていくという精神でございますので、三年と決めると三年あるからいいじゃないか、五年と決めると五年あればいいじゃないかと、そういうようなことを私は申し上げたくない。タイムリーに一つ一つ解決できれば、法案化していくことも、これは我々の情熱だと思っております。

弱い人たちを助けていく、その下に歩いていきたいと思っておりますので、是非先生方のお力をいただきたいと思いますと思っております。

林久美子君 ありがとうございます。

法律の改正はこれで終わりではなくて、よりスピーディーに、しっかりと現状を変えるべく、被害者を救済すべく取組を進めていくと、改正もしていくという御答弁をいただきました。どうもありがとうございました。

では、次に、内閣府の方にお伺いをしたいと思います。

法律を改正をするということも非常にもちろん大切です。しかしながら、現場で運用を変えていく、しっかりとハードルを越えるような、障壁を取り除くような取組をしていくということをしなないとなかなか現場というのは変わっていかないということは、今更申し上げるまでもございません。

そこで、お伺いをしたいのですが、保護命令中に被害者が殺害をされたという徳島で発生した事件、やはり今回の改正もこうした事件を踏まえても行われてもいるわけですが、被害者がもっと遠隔地である他県で生活することができていたら、その被害を防止できたのではないかとこのように考えます。特にこの被害者は看護師さんという仕事を携わっていらっやあって、手にいゆる職がある方でしたので、他県に行ってもしっかりと生活もしていけると、転居しても仕事に困ることはなかったのではないかとこのように思います。

DVセンターは被害者の就業の促進などの援助も行っているんですけれども、都道府県単位ではなくて、今回のこの徳島の事件なんかを見ても、より広域的な連携を図っていくことが必要ではないかなというふうに思います。しかし、こうした取組は広域的であるがゆえに都道府県では難しいと。であれば、やはり国、もう一つ言えば内閣府が調整機能を

是非これは発揮をしていただきたいと思うわけでございますが、内閣府にこうした広域的な連携を促進、調整するための窓口を置いたり、担当者を置かれたりするおつもりはいかがでしょうか。

政府参考人（板東久美子君） ただいま委員御指摘のように、加害者の追跡が非常に厳しいというようなケースがございまして、被害者の保護などにとりましても、県域を超えた広域的な円滑な連携、取組というのは極めて重要であるというふうに考えているところでございます。

国といたしましても、今までも広域的な連携が進んでいくようにということで従来から地方公共団体にも働き掛けをしているところでございますけれども、現在、全国知事会におきましても、この問題につきましても、広域連携に関して被害者を他の都道府県の施設に入所させる場合の実施責任とか費用負担の問題などの取扱いについて共通認識を図っていかうと、そして全国一律の取扱いを可能とするように申合せをしていかうとということで今検討が進められているところでございます。

今、委員御指摘のように、連携というのは非常に重要だと思っておりますけれども、今申し上げましたように、知事会など都道府県間でもこの円滑な連携を進めるための申合せ、取組をしていかうという動きが進められているところでございますので、それを更に、男女共同参画局、内閣府といたしましても、これを支援をし、広域連携の強化、拡大を促進してまいりたいと思っております。

ただ、現在、先生御指摘がございまして新しい組織とか具体的な調整ということを内閣府としてすべきかどうかという点につきましては、我々としては全体的なこういった連携の取組を推進をするということで努めていきたいというふうに思っているところでございます。

林久美子君 今、内閣府としてすべきかどうかという御答弁がありました。でも、今回のこのDVの施行状況について、こういう立派なものも取りまとめて内閣府がやっていらっしゃるわけですね。じゃ、内閣府がかかわらなくていいということであれば、本当に何のための内閣府なのかということになるわけでございまして、やっぱりそこは一定のリーダーシップなり責任を果たしていただきたいというふうに思うわけでございます。知事会のその考え方は考え方として、それは応援をしていかなくちゃいけない。しかしながら、内閣府としてやはり全体的な連携を促進するための役割を担うということでございまして、本当はもう一つ聞きたかったんですが、最後に一点だけ確認をさせてください。

こうした連携を強化をするために、やっぱり市町村あるいは都道府県がしっかりと広域的な連携をやっていかなきゃいけないんだという認識をまず持っていただかないといけません。そうした意識を促進をしていくため、あるいは被害者を救済するために、せめて通達を出して、そうした連携の徹底を図っていただくということについてはいかが

でしょうか。

委員長（山下栄一君） 時間が過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

政府参考人（板東久美子君） はい。

先生御指摘のように連携、非常に重要だと思っておりますので、我々もそれを更に強化、拡大するような形で、地方公共団体に通知を出したり、指導していく方向で関係省庁とも協議をして積極的に対応してまいりたいというふうに思っております。

林久美子君 是非しっかりと、必ず出していただくという形でお取り組みをお願いをしたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。